

新ごみ処理施設整備・運営に係る
基本設計及び事業者選定支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年8月

松塩地区広域施設組合

1 目的

新ごみ処理施設整備・運営に係る基本設計及び事業者選定支援業務（以下「本業務」という。）は、廃棄物処理施設整備から運営までの幅広い知識と高度な専門能力を有する者の支援を受けながら進めることで、適正かつ円滑でより質の高い事業の実施を実現することを目的としている。そのため、業者選定においては、発想・提案事項が重要であるため公募型プロポーザル方式とする。

2 業務概要

(1) 業務名

新ごみ処理施設整備・運営に係る基本設計及び事業者選定支援業務委託

(2) 業務内容

新ごみ処理施設整備・運営に係る基本設計及び事業者選定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 業務期間

契約締結日 から 令和11年3月31日 まで

(4) 提案上限額

85,943千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

次の要件を全て満たすこと。

- (1) 松塩地区広域施設組合建設工事入札制度合理化対策要綱に規定する建設コンサルタント入札参加資格者名簿に、「建設コンサルタント（廃棄物）」を入札参加の業務内容とする登録があること。
- (2) 公告の日において、松塩地区広域施設組合建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 公告の日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 破産の申立てをしている者でないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年を経過しない者又は参加表明の日から前6月以内に手形もしくは小切手の不渡りがないこと。
- (7) 過去10年間（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで）において、国、国の機関、地方公共団体、一部事務組合又は公益法人が発注した以下の施設を対象とした基本設計業務及び事業者選定支援業務を5件以上、元請として受注し完了した実績を有していること。

○エネルギー回収型廃棄物処理施設：200t／日以上、発電設備附帯

- (8) 仕様書の要件を満たす技術者の配置が可能であること。

4 スケジュール

本プロポーザルは、以下のスケジュールで行う（予定）。

実 施 内 容	期 日 等
プロポーザル公告	令和7年8月20日（水）
参加表明書受付	令和7年8月20日（水）～9月2日（火）正午まで
質問受付	令和7年8月20日（水）～8月27日（水）午後5時まで
質問回答	令和7年8月29日（金）
参加表明書審査結果の通知	令和7年9月3日（水）
技術提案書受付	令和7年9月4日（木）～9月25日（木）午後5時まで
プレゼンテーション・ ヒアリング審査	令和7年10月1日（水）
選定結果通知	令和7年10月6日（月）
見積合わせ	令和7年10月9日（木）
契約締結日	令和7年10月15日（水）まで

5 参加申込み

上記参加資格を満たす参加希望者は、以下の方法で参加表明書等を提出して申込みすること。

(1) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）

(2) 提出書類

参加表明書（様式第1号）

企業概要（様式第2号）

業務実績書（同種及び類似業務）（様式第3号）

(3) 提出先

下記問合せ先 担当者宛て

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに参加希望者で、質問がある者は以下の方法で質問すること。

(1) 質問方法

ア 方法 電子メールで質問書を添付して送付

イ 件名 「新ごみ処理施設整備・運営に係る基本設計及び事業者選定支援業務委託プロポーザル質問書の送付（第〇回）」と記載

(2) 質問書式

質問書（様式第4号）

(3) 提出先

下記問合せ先 担当者宛て

(4) 回答方法

松塩地区広域施設組合HP（<https://www.matsukuri.or.jp>）に掲載する。

7 参加表明書審査結果の通知

(1) 審査基準

提出された企業概要（様式第2号）及び業務実績書（様式第3号）について、資格要件に基づき審査する。

(2) 通知方法

審査結果は、参加表明書等を提出した全ての者に対して書面により通知する。

8 技術提案書の作成

提案者は、以下の要件を満たす技術提案書を作成すること。

(1) 技術提案書等

ア 業務実施体制（様式第5号）

イ 管理技術者の実務実績（同種及び類似業務）（様式第6号）

ウ 業務実施スケジュール（様式第7号）

エ 技術提案書

特定テーマについては、成果をまとめる手法、課題及び提案者が行うことができる支援内容を記載すること。

(ア) 表紙（様式第8号）

(イ) 特定テーマ1

近年、物価高騰が著しい状況の中、本事業対象施設の建設費及び運営費を抑制する方策について提案を求める（様式第9-1号）。

(ウ) 特定テーマ2

施設の整備運営にあたっては、施設の安全性・安定性の確保を前提とした上で、地元自治体、地元住民との良好な関係を維持する方策について提案を求める（様式第9-2号）。

(エ) 特定テーマ3

松本市リサイクルセンターとの一体整備に伴う留意点等を求める（様式第9-3号）。

オ 参考見積書（様式任意）

カ 上記書類の電子データ（PDF形式）を入れたCD等の媒体

(2) 作成に係る留意事項

ア 用紙サイズは、日本産業規格A4版とする。

イ 文字サイズは、10ポイント以上とする。

ウ 技術提案書は、1テーマごと2ページ以内とし、簡潔にまとめること。

エ 技術提案書の内容は、提案者が責任をもって必ず履行できる内容とすること。

オ 仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断により、本業務に必要なと思われる内容がある場合は、提案できることとする。ただし、これにかかる経費は提出する参考見積金額に含むものとする。

カ 参考見積書は、本実施要領及び仕様書に定める業務について、業務内容ごとに積算した見積金額を記載する。なお、見積書に記載する金額は、見積者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額は税抜き金額とすること。

(3) 提出方法

ア 持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）

イ 提出部数

（ア）技術提案書等 正 1 部、副 1 0 部

（イ）参考見積書 厳封したもの 2 部

（ウ）CD等の媒体 1 部

(4) 提出先

下記問合せ先 担当者宛て

9 プレゼンテーション及びヒアリング審査

(1) 場所

松塩地区広域施設組合 管理棟 3 階大会議室

(2) 出席者及び説明者

出席者は 3 名以内とし、説明は業務実施体制（様式第 5 号）に記載の管理技術者が行うこと（身分証明書を持参すること。）。

(3) 審査方法

ア 提案者が技術提案書の内容を説明後、審査員から質問

イ 所要時間はプレゼンテーション 3 0 分以内、ヒアリング 1 5 分程度

ウ 審査順は、技術提案書等の受付順

(4) 審査組織

松塩地区広域施設組合職員及び構成市村職員により組織する審査委員会

(5) その他

パソコン等の機器を使用する場合は、提案者側で準備すること。

（スクリーン、プロジェクター及びマイクは組合側で用意する。）

10 選定

(1) 審査項目

審査基準のとおり

(2) 審査方法

ア 技術評価点及び価格評価点の合計点数で契約候補者を選定する。なお、同得点者が生じた場合は、A 評価が最も多い者を上位とする。

イ 技術評価点は、審査委員ごとに提案者を評価した全審査委員の合計得点とする。

ウ 価格評価点は、以下のとおりとする。

$10 \times (\text{最低提案価格} \div \text{当該提案価格}) \times \text{審査委員数}$

エ 審査結果は、技術提案書提出者全員に書面にて通知する。

11 失格

次の要件に該当する場合は、失格とする。なお、契約候補者選定後に失格が判明した場合は、評価により順位付けられた順位を繰り上げることとする。

(1) 参加資格に定められた要件が備わっていない場合

- (2) 技術提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 技術評価総得点の65%を失格基準点とし、これに満たない場合
- (6) 参考見積金額が「2(4)」の提案上限額を超えた場合

12 契約の締結

- (1) 契約候補者となった提案者は、契約の交渉（見積合わせ）を行い、業務委託に係る仕様を確定させた上で随意契約を行う。この場合において、協議が不調となった場合は、評価により順位付けされた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約金額は、「2(4)」の金額を上限とする。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提案者名及び契約者名については、契約締結後に公開する。
- (2) 提出された書類等の返却は行わない。
- (3) 提出書類の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得た上で使用すること。第三者の著作物の使用の責は、提出者に全て帰するものとする。

14 その他

- (1) 提出する書類等に記載する言語は全て日本語、通貨は円とする。
- (2) 本プロポーザルに要する費用については、参加者負担とする。
- (3) 配布した資料等は、本プロポーザル以外の目的で使用することを禁止する。
- (4) 業務実施体制（様式第5号）に記載した管理技術者及び主担当技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、本組合の承認を得た上で同等以上の技術者を配置するものとする。
- (5) 参加者は、提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

15 問合せ先

〒390-0851 長野県松本市大字島内7576番地1

松塩地区広域施設組合 施設1課 担当 高山

電話：0263-47-2079

メール：matukuri@po.mcci.or.jp

（窓口受付は、平日午前8時30分から午後5時まで）